二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町清崎字狐洞二〇、二一の二、二二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県湖南市石部緑台二丁目二二五の九・二二五の四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市瀬田三丁目字割田ヶ原四五四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市徳地引谷字生山四一の一、四一の二、四一の九、字杉山四二の二、四二の二二、徳地船路字野谷越九六七の一、九六七の三三、九六七の三六、字宮河内長迫九六八の一、九六八の六、九六八の八から九六八の一九まで、字宮河内七町九六九の一、九六九の四一、九六九の五〇、九六九の五一、字宮河内鳥落九七〇の一、九七〇の二、九七〇の四二、九七〇の四七から九七〇の五一まで、字下田床一三九六、岩国市錦町広瀬字小茅野一四五六の二五、一四五六の四六、一四五八の一、四二一四の一、四二一四の三、周南市大字金峰字久三郎一九〇一、字わき山一九〇二、一九〇四、一九〇五、字長広一九〇九から一九一一まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市徳地引谷字僧ケ浴六六六から六七一まで、岩国市持国字岡畑一〇、阿品字日宛道二八七の一、二八八の一、柱島字奥大津江四三七の一から四三七の三まで、四五二、御庄字市の後六三九の一、周南市大字須万字柏ケ谷二一七、二一八、字市ケ迫七九二から七九五まで、字上長谷一〇六八の二、一一七三の二、大字鹿野中字ヨセギ三一二の一・字奥西平三一三の一・字奥東平三一五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字金峰字大谷一八五二、一八五三、字中尾一八七八、字立畠一八九二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日宛道二八七の一・二八八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百三十八号

但馬飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　兵庫県　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目十番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　但馬飛行場照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　但馬飛行場内　兵庫県豊岡市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成六年運輸省告示第二百三十七号を参照。）
イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路灯の項光度の欄中「一万四千カンデラ」を「一万五千カンデラ」に、「六千三百カンデラ」を「六千七百カンデラ」に変更した。
ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。
ハ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年十二月十一日

○国土交通省告示第千百三十九号

庄内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　山形県　山形県山形市松波二丁目八番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　庄内空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　庄内空港内及びその周辺　山形県酒田市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万千カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千百カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年一月八日